

令和 4 年度

決算に係る健全化判断比率及び 資金不足比率に関する審査意見書

大田原市監査委員

大監第18号
令和5年8月22日

大田原市長 相馬 憲一様

大田原市監査委員	三浦 宏
同	花塚 信義
同	引地 達雄

令和4年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率に関する
審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定に基づき、令和5年7月10日付け大財第94号により審査に付された令和4年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率について審査したので、その結果について、次のとおり意見書を提出します。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく
令和4年度健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

第1 審査の概要

この審査は、市長から提出された令和4年度大田原市における財政の健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼とし、計数の確認を行い実施した。

第2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された令和4年度大田原市における財政の健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(単位：%)

健全化判断比率 及び資金不足比率	令和4年度 決算に係る比率	早期健全化基準 又は経営健全化 基準	備 考	
			令和3年度 決算に係る比率	令和2年度 決算に係る比率
1 実質赤字比率	—	12.54	—	—
2 連結実質赤字比率	—	17.54	—	—
3 実質公債費比率	6.2	25.0	6.0	6.4
4 将来負担比率	37.0	350.0	51.9	64.9
5 資金不足比率				
(1) 水道事業	—	20.0	—	—
(2) 下水道事業	—	20.0	—	—

(注：「—」は、赤字又は資金不足を生じていないため当該数値については該当なしを表す。)

(2) 個別意見

ア 実質赤字比率について

令和4年度の実質赤字比率は、実質赤字額を生じていないため該当なしとなっている。

イ 連結実質赤字比率について

令和4年度の連結実質赤字比率は、連結実質赤字額を生じていないため該当なしとなっている。

ウ 実質公債費比率について

令和4年度の実質公債費比率は6.2%で前年度より0.2ポイント上昇し、早期健全化基準の25.0%を下回っている。

エ 将来負担比率について

令和4年度の将来負担比率は37.0%で前年度より14.9ポイント下降し、早期健全化基準の350.0%を下回っている。

オ 水道事業に係る資金不足比率について

令和4年度の資金不足比率は、資金不足額を生じていないため該当なしとなっている。

カ 下水道事業に係る資金不足比率について

令和4年度の資金不足比率は、資金不足額を生じていないため該当なしとなっている。

(3) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。

(4) 要望事項

本市の令和4年度決算に係る財政の健全化判断比率については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する健全化判断基準を相当程度下回っているが、県内14市の中では比率が高い状況にある。

実質公債費比率については、公債費及び準公債費が減少しているものの、合併特例債の償還が完了したことにより公債費及び準公債費に係る普通交付税措置分が減少した一方、地方財政計画に伴う臨時財政対策債の発行抑制により標準財政規模が大きく減少したため、前年度比0.88%の上昇となり、3か年平均で0.2ポイント上回った。

将来負担比率については、将来負担額（地方債の現在高・公営企業債等繰入見込額）が大きく減少したことにより、前年度比14.9%の大幅な下降となった。

各比率の審査を行った結果、前年度と比較すると実質公債費比率は若干増加したものの、公債費や準公債費が減少していた。将来負担比率は大幅に減少しており、財政の健全化に向けた努力が見受けられた。

本審査では、各指標算出の過程において、市税の増収、市債残高の縮減など、決算審査で聴取した市の様々な事業の実施や取組の成果を改めて認識し、当年度における健全化判断比率等は、それらに裏付けされたものと確認した。今後も引き続き、歳入の確保に万全を期すとともに歳出の徹底した見直しを行い、健全で持続可能な財政運営に努められたい。